



第10期宇美町高齢者福祉計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月
宇美町

「ひとも地域もいきいき輝くまちづくり」の実現に向けて

令和6年3月

宇美町長 安川茂伸



わが国では、少子高齢化が進行し、総人口は減少を続ける一方で、高齢者の人口は大幅に増加しています。令和7年（2025年）には「団塊の世代」が75歳以上となり、わが国の人口に占める高齢者の割合は3割を超える、高齢者の6割が75歳以上になると予測されています。これに伴い、認知症をはじめ、医療や介護を必要とする高齢者の増加、ひとりまたは夫婦のみで暮らす高齢者世帯の増加が見込まれています。

本町におきましては、令和3年度に「第2次宇美町総合福祉計画」に内包された「第9期高齢者福祉計画」を策定し、様々な高齢者福祉事業の取組を行ってきたところですが、令和5年度をもって計画期間が終了することから、各事業の評価と検証を行い、令和8年度までを計画期間とする「第10期宇美町高齢者福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、第9期計画の方向性を継承し、「わたしもあなたも地域の主役みんなで支えあい、ひとも地域もいきいき輝くまち」を将来像として掲げています。医療、介護、生活支援等を一体的に提供する地域包括ケアシステムの機能の充実を図り、高齢者の支援体制を強化することで、「すべての高齢者が個々の心身の状態や生活状況に応じて、いつまでも住み慣れた地域で生きがいをもち、元気で自分らしい生活が送れるまちづくり」を町民の皆様と共に推進してまいります。

結びに、本計画を策定するにあたり様々な視点からご審議くださいました宇美町総合福祉計画策定会議委員の皆様をはじめご意見やご助言いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制と町民参画	2
第2章 宇美町の現状.....	3
1 人口構造の変化.....	3
2 高齢化の状況	4
3 要援護者の状況.....	5
4 世帯の状況	6
第3章 計画の基本理念と基本目標.....	7
1 基本理念	7
2 基本目標	7
3 計画の体系	8
第4章 計画の基本施策	9
基本目標1 地域で支えあうまちづくり	9
基本目標2 すべての人が適切なサービスを受けられるまちづくり	13
基本目標3 いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり	15
基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり	22
目標指標.....	24
第5章 計画の推進.....	26
1 計画の推進	26
2 計画の進行管理.....	26
資料編	27
1 地域支援事業一覧.....	27
2 宇美町総合福祉計画策定会議要綱.....	29
3 宇美町総合福祉計画策定会議委員名簿	30
4 宇美町高齢者福祉計画策定の経過	30

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化が進行し、総人口が減少を続ける一方で、高齢者の人口は大幅に増加しており、令和7(2025)年には団塊の世代が75歳以上、令和22(2040)年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、今後においても高齢化は更に進行していくと見込まれています。

高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、介護と就労の両立といった課題や、認知症高齢者への対応がますます必要となっています。国においては、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の推進に取り組むこととしています。

本町においては、複合的な課題を抱える住民の増加等、新たな課題に対応するために、対象者ごとに個別に策定してきた福祉分野の計画を統合し、平成28年3月に「宇美町総合福祉計画」、令和3年3月に「第2次宇美町総合福祉計画」を策定しました。

この度、第2次宇美町総合福祉計画に内包される「第9期高齢者福祉計画」（計画期間：令和3年度～令和5年度）の計画期間が終了となることから、「第10期高齢者福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、すべての高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも健康でいきいきと安心して暮らせる社会を構築するための保健福祉事業全般に関する計画であり、国の策定方針を踏まえて策定します。

また、上位計画となる「第7次宇美町総合計画」の他、町の各種関連計画や「福岡県高齢者保健福祉計画」、特に密接な関連性を持つ「福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画」との整合性を図ります。

なお、介護保険事業計画のうち、総合事業に係る内容も含めて策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度点検・評価を行い課題の分析を行います。



4 計画の策定体制と町民参画

(1) 計画策定会議の設置

本計画を策定するにあたり、専門的な見地から意見を聴取するために、「宇美町総合福祉計画策定会議」にて、審議を行いました。

(2) 高齢者生活アンケート調査

高齢者の日常生活や健康状態、生活実態や意向などを把握するため、福岡県介護保険広域連合が実施した高齢者生活アンケート調査の結果を計画の基礎資料としました。

調査対象	宇美町在住の要介護(支援)認定を受けていない65歳以上の方(無作為抽出)
調査方法	郵送による配布、回収
配布数	903件
有効回答数(率)	417件(46.2%)
調査期間	令和5年7月～8月

※調査結果について、集計は小数第2位を四捨五入しているため、回答比率の合計は必ずしも100.0%にならない場合があります。

(3) パブリック・コメントの実施

本計画の策定にあたっては、町民の意見を広く聴取するためパブリックコメントを実施しました。

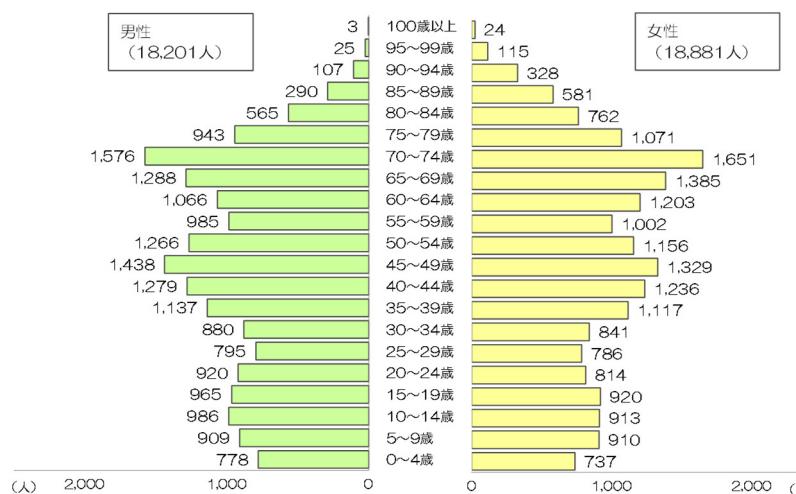
第2章 宇美町の現状

1 人口構造の変化

本町は、昭和 50 年代から昭和 60 年代にかけて大型団地が造成され、福岡市近郊におけるベッドタウンとして人口が増加しましたが、その後は平成 17 年をピークに人口が減少し、令和 5 年 4 月 1 日時点の総人口は、男性 18,201 人、女性 18,881 人の計 37,082 人となっています。年齢別構成では、男女ともに 70~74 歳の人口が最も多くなっています。(図表 1)

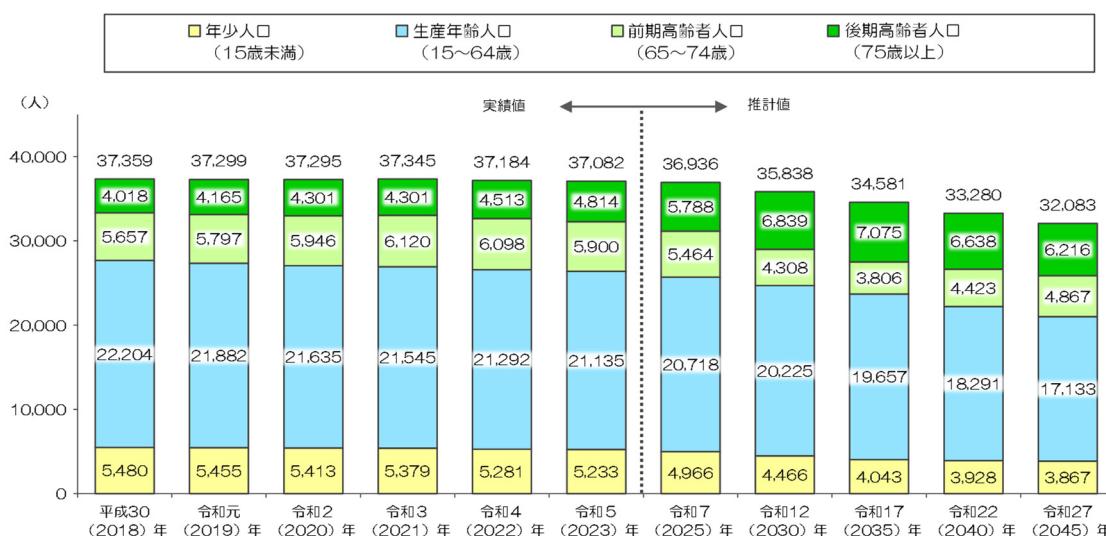
年齢 4 区分別人口をみると、65 歳以上人口は増加傾向で、令和 5 年で前期高齢者、後期高齢者をあわせると 10,714 人となっており、令和 7 (2025) 年には後期高齢者が前期高齢者を上回ると推計されています。(図表 2)

図表1 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和 5 年 4 月 1 日時点）

図表2 年齢4区分別人口の推移



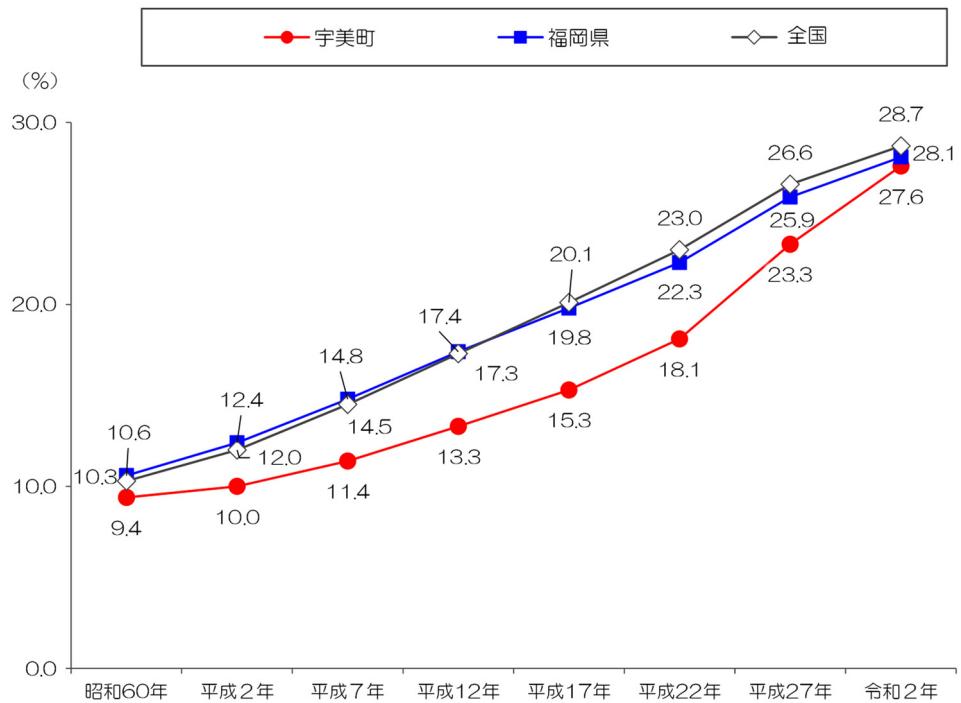
出典：平成 30 (2018) ~令和 5 年 (2023) 年は住民基本台帳人口（各年 4 月 1 日時点）
令和 7 年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計人口（各年 10 月 1 日時点）

2 高齢化の状況

本町の高齢化率を、全国及び福岡県と比較するとこれまで全国及び福岡県の平均値を大きく下回って推移してきましたが、平成 22 年から急速に高齢化が進み、令和 2 年の本町の高齢化率は 27.6%（国勢調査）と全国（28.7%）、県（28.1%）に近づいています。（図表 3）

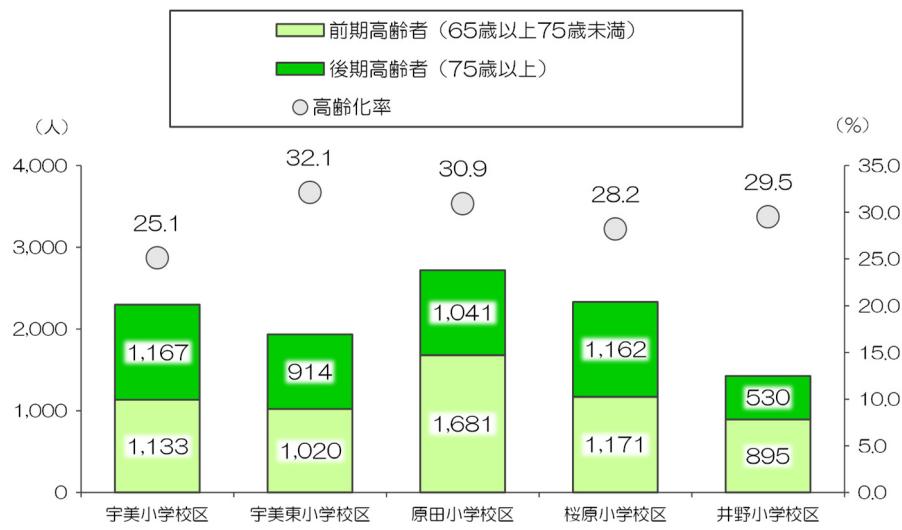
また、小学校区別の高齢化率をみると、宇美東小学校区の高齢化率は 32.1% となっており、高齢化率が最も低い宇美小学校区の 25.1% と比較して約 1.3 倍の地域差があることがわかります。（図表 4）

図表3 高齢化率の推移



資料：国勢調査（各年 10月1日時点）

図表4 小学校区別的人口と高齢化率



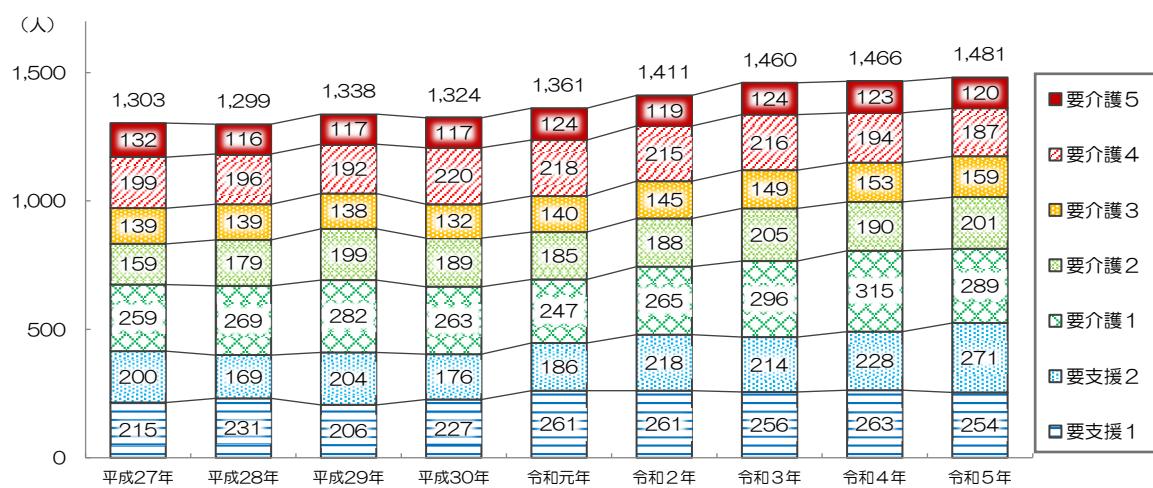
資料：住民基本台帳（令和5年4月1日時点）

3 要援護者の状況

本町の要介護（支援）認定者数は増加傾向で推移しています。第1号被保険者※の要介護度別にみると、令和5年は要介護1が289人と最も多く、要支援1から要介護1の認定者は814人で第1号被保険者の認定者全体の55.0%を占めています。（図表5）また、要介護（支援）認定率（第1号被保険者数に対する要介護（支援）認定者数の割合）は、平成30年より13%台で推移し、令和5年は13.8%となっており、全国及び福岡県の要介護（支援）認定率を下回っています。（図表6、7）

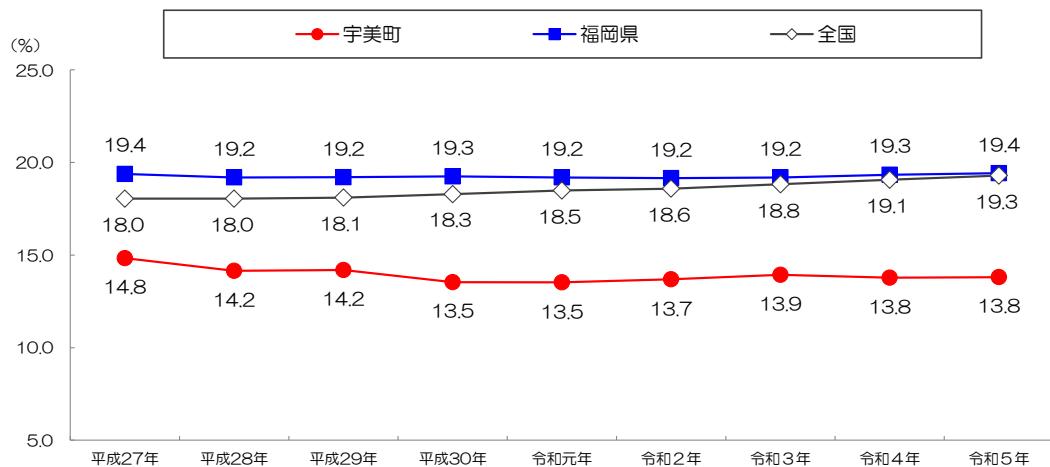
※第1号被保険者とは、65歳以上の方です。

図表5 要介護（支援）別認定者の推移(第1号被保険者)



資料：福岡県介護保険広域連合（各年9月末時点）

図表6 要介護（支援）認定率の推移



資料：宇美町は福岡県介護保険広域連合（各年9月末時点）
全国及び福岡県は介護保険事業状況報告月報（各年9月末時点）

図表7 要介護（支援）認定者数及び要介護（支援）認定率の推移

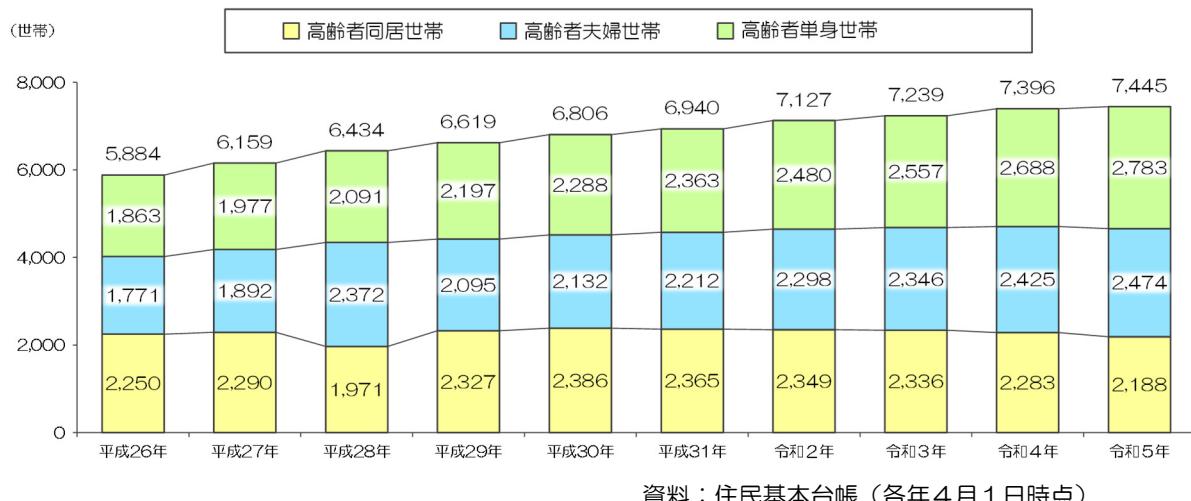
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
第1号被保険者数（A）	8,784	9,177	9,430	9,777	10,068	10,304	10,482	10,637	10,724
要介護（支援）認定者	1,344	1,335	1,375	1,363	1,401	1,450	1,505	1,501	1,514
第1号被保険者数（B）	1,303	1,299	1,338	1,324	1,361	1,411	1,460	1,466	1,481
要支援1	215	231	206	227	261	261	256	263	254
要支援2	200	169	204	176	186	218	214	228	271
要介護1	259	269	282	263	247	265	296	315	289
要介護2	159	179	199	189	185	188	205	190	201
要介護3	139	139	138	132	140	145	149	153	159
要介護4	199	196	192	220	218	215	216	194	187
要介護5	132	116	117	117	124	119	124	123	120
第2号被保険者数（C）	41	36	37	39	40	39	45	35	33
要介護（支援）認定率（%） (B/A)	14.8	14.2	14.2	13.5	13.5	13.7	13.9	13.8	13.8

資料：福岡県介護保険広域連合（各年9月末時点）

4 世帯の状況

本町の高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯は、年々増加しています。令和5年4月1日時点では高齢者のみの世帯が5,257世帯となっており、平成26年の3,634世帯から約1.4倍に増加しています。（図表8）

図表8 世帯の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

わたしもあなたも地域の主役



みんなで支えあい、ひとも地域もいきいき輝くまちづくり

第2次宇美町総合福祉計画の基本理念である「わたしもあなたも地域の主役 みんなで支えあい、ひとも地域もいきいき輝くまちづくり」を基本理念とします。

2 基本目標

本計画の基本理念「わたしもあなたも地域の主役 みんなで支えあい、ひとも地域もいきいきと輝くまちづくり」を実現するために4つの基本目標を設定します。

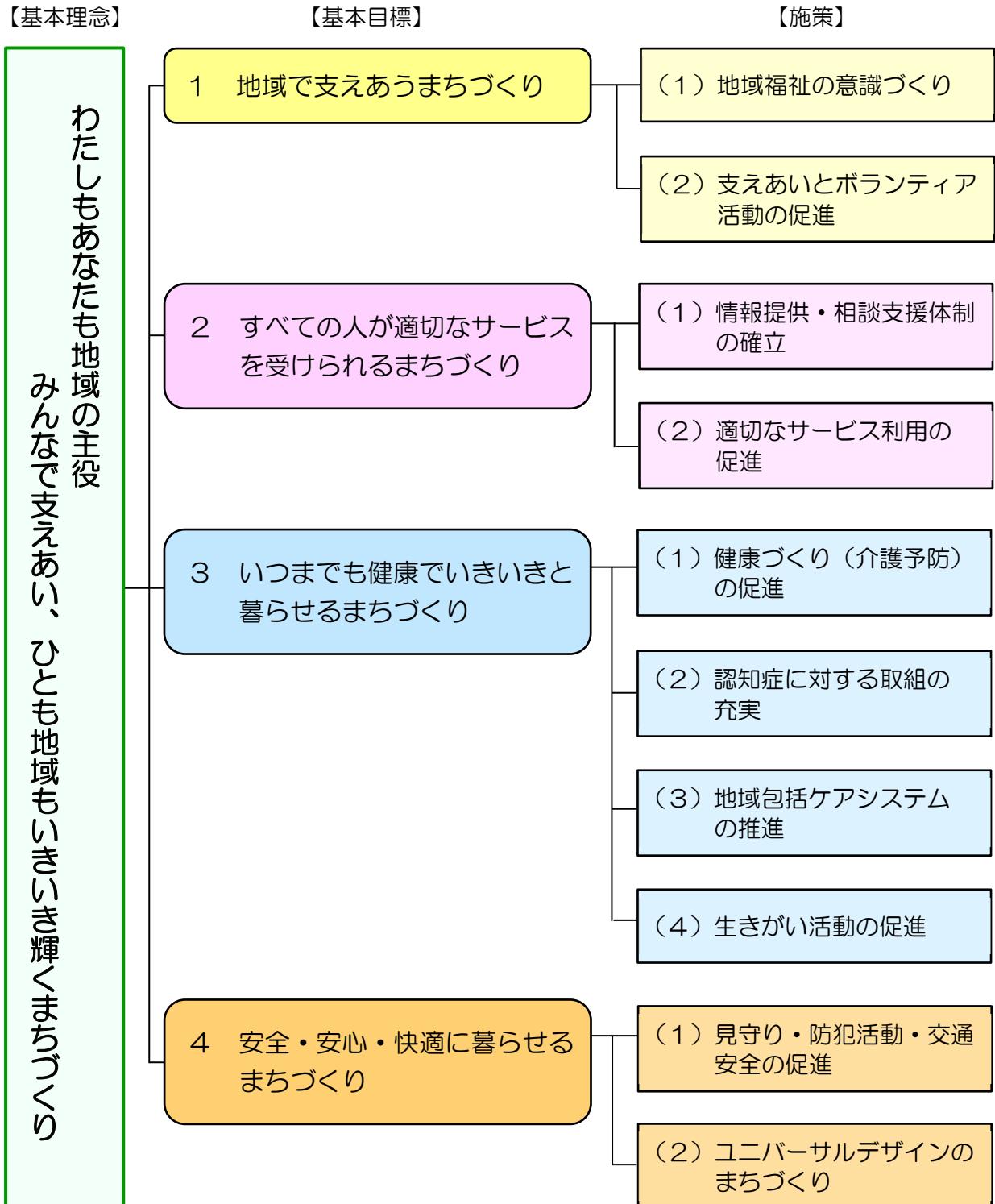
基本目標1 地域で支えあうまちづくり

基本目標2 すべての人が適切なサービスを受けられるまちづくり

基本目標3 いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり

基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

3 計画の体系



第4章 計画の基本施策

基本目標1 地域で支えあうまちづくり

(1) 地域福祉の意識づくり

【現状と課題】

地域のあらゆる住民が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと共に働いて助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けての取組の推進が重要です。

総合相談支援体制については、健康課及び福祉課が窓口となり、相談の内容に応じて各種公的サービスにつないでいます。今後も、総合相談支援の体制の充実を推進することが必要です。

また、地域包括支援センター窓口の周知に努め、住民の関心と理解を深め、高齢者に対する虐待の防止・早期発見に努めることが必要です。

【主な取組】

No.	取 組	内 容
1	「我が事・丸ごと」の意識づくりと総合相談支援体制の整備	すべての住民が「我が事」として地域づくりに主体的に取り組める意識づくりを推進します。また、地域包括支援センター、健康課及び福祉課が窓口となり、内容に応じた公的サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の相談支援体制の整備を図ります。
2	高齢者虐待の防止、早期発見と未然防止	家族やサービス事業所等から虐待を受けている高齢者の早期発見や相談支援に努め、地域包括支援センターが相談窓口となることを広報・ホームページや高齢者便利帳により周知し、地域包括支援センター等と連携を強化して、迅速な問題の解決を図ります。

(2) 支えあいとボランティア活動の促進

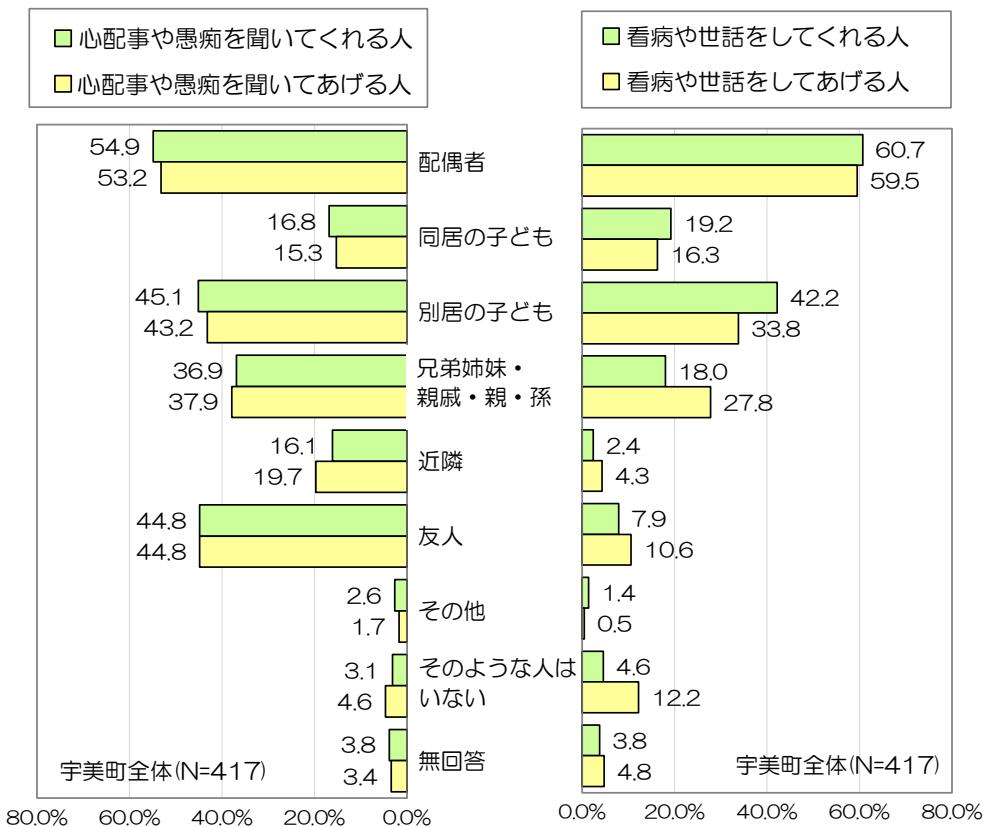
【現状と課題】

令和5年度高齢者生活アンケート調査によると、たすけあいの状況について、心配事や愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が 54.9%と最も高く、次いで「別居の子ども」(45.1%)、「友人」(44.8%)と続いています。また、病気になった時の看病や世話をしてくれる人は、「配偶者」が 60.7%と最も高く、次いで「別居の子ども」(42.2%)となっています。一方で、心配事や愚痴を聞いてくれる人や看病や世話をしてくれる人がいないと回答した人も少数みられます。(図表9)

また、お世話役としての地域活動への参加意向は 31.2%となっています。(図表10) 生活支援ボランティアについて、「特にできることはない・したくない」、「無回答」を除いた約4割の人に参加の意向があるものの、ボランティアグループ等への参加率は低い状況にあります。(図表 11) 協力の意向がある高齢者と活躍できる場を結び付け、身近な地域における支えあいをより一層推進することが必要です。

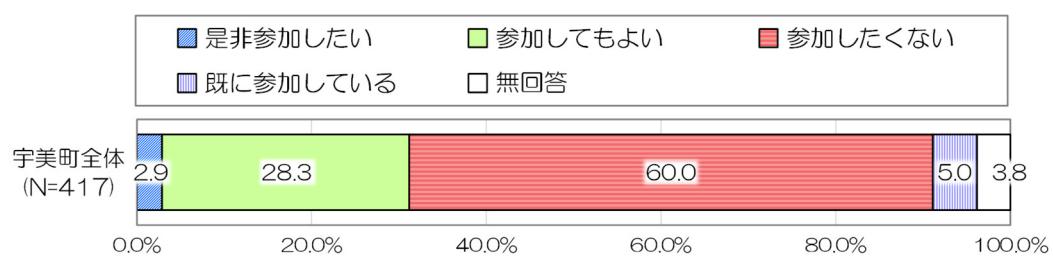
今後も、ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦世帯、疾患等により支援を必要とする高齢者の増加が予想されており、日常生活上の困りごとを解決するためにも住民相互の支えあいが重要となるため、ボランティア活動への理解と関心を深めることが必要です。

図表9 たすけあいの状況



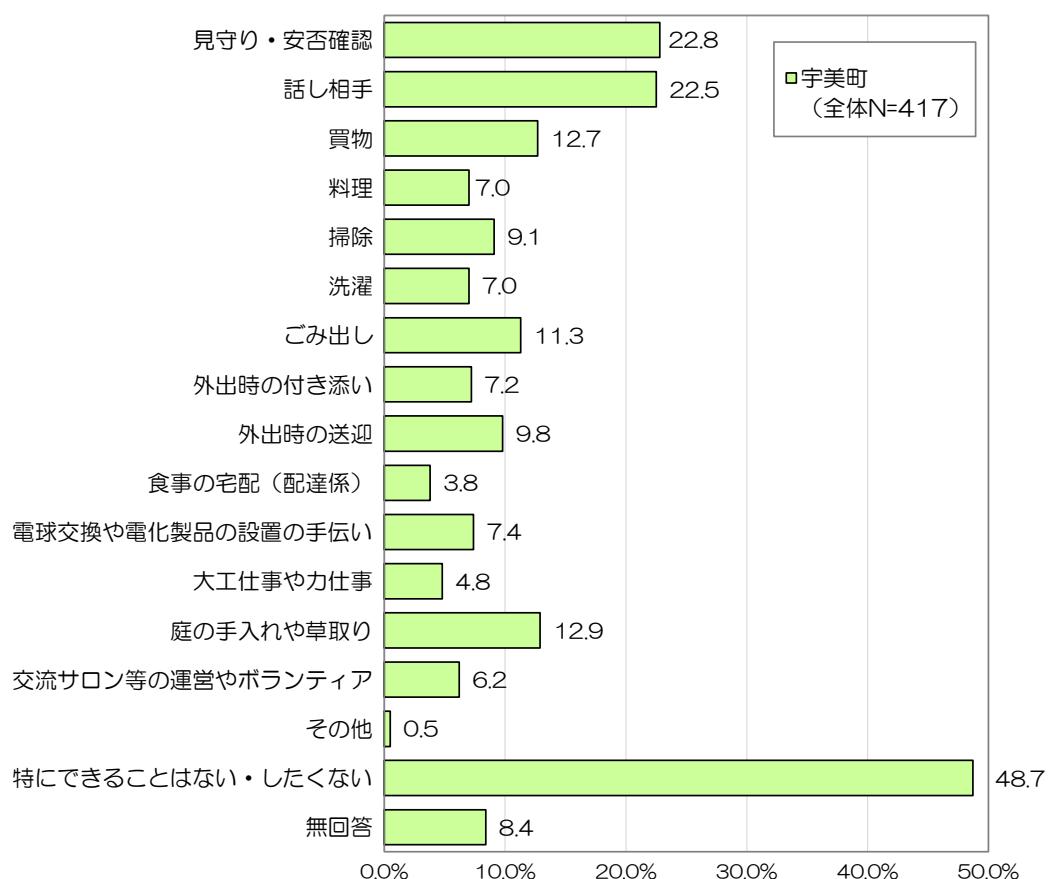
資料：福岡県介護保険広域連合(令和5年度 高齢者生活アンケート調査)

図表10 地域づくりへの参加意向（お世話役として）



資料：福岡県介護保険広域連合(令和5年度 高齢者生活アンケート調査)

図表11 生活支援ボランティアの参加意向



資料：福岡県介護保険広域連合(令和5年度 高齢者生活アンケート調査)

【主な取組】

No.	取 組	内 容
3	ボランティア活動への参加促進	高齢者の活躍の場の確保やボランティア活動への参加を促し、地域住民が支えあい、地域と共に創っていくことができる「地域共生社会」の実現に向け取り組みます。
4	福祉サポーターの育成	介護予防事業を支援する福祉リーダー、福祉サポーターの養成及び活動支援を行います。

基本目標2 すべての人が適切なサービスを受けられるまちづくり

(1) 情報提供・相談支援体制の確立

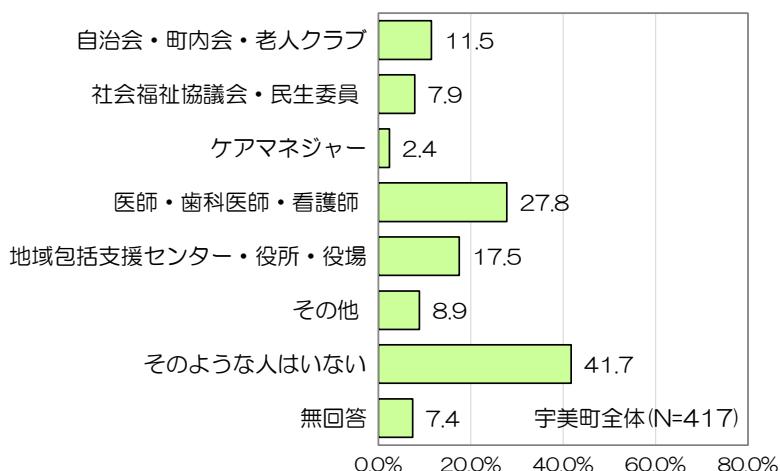
【現状と課題】

令和5年度高齢者生活アンケート調査によると、家族や友人・知人以外の相談相手について、「そのような人はいない」が41.7%と最も高くなっています。

「医師・歯科医師・看護師」や「地域包括支援センター・役所・役場」に次いで「自治会・町内会・老人クラブ※」の相談順となっていますが、高齢者が抱える問題は多様化、複雑化していることから、適切な高齢者サービス等につなぐため、地域包括支援センター等の相談窓口をさらに周知していく必要があります。(図表12)

※老人クラブは、本町の「シニアクラブ」のことです。

図表12 家族や友人・知人以外の相談相手



資料：福岡県介護保険広域連合(令和5年度 高齢者生活アンケート調査)

【主な取組】

No.	取 組	内 容
5	情報提供体制の構築	広報やホームページ、高齢者便利帳等、あらゆる機会や媒体を活用し、情報提供の充実を図ります。
6	身近な相談支援体制の構築	小学校区コミュニティ運営協議会、自治会、民生委員・児童委員をはじめとした地域コミュニティにおける、生活支援コーディネーターとの協力体制を構築し、身近なところで相談ができる体制を整備します。
7	地域包括支援センターにおける相談機能の強化	地域包括支援センターの相談体制のさらなる充実に向けて、相談窓口の周知及び相談機能の強化を行います。

(2) 適切なサービス利用の促進

【現状と課題】

高齢者が、自らの能力を活かし地域で自立した生活ができるよう、適切なサービス利用の促進が求められます。

また、介護サービス事業者に対し、第三者評価の実施と結果の公開を促すとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業、さらには、苦情解決制度の周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、迅速な問題解決が必要です。

【主な取組】

No.	取 組	内 容
8	適切なサービスの利用促進	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、適切なケアマネジメントを行い、自立生活に必要な介護予防や生活支援のサービスとして訪問型サービス、通所型サービス及び生活支援サービスの利用を促進します。また、住民等が主体となって高齢者の日常生活の支援を行う訪問型サービスBを実施し、地域差の解消も含めたサービスの拡充を図ります。 介護サービス事業所等の情報提供や問題解決のための適切なサービス利用を促進します。
9	地域での支えあい体制の構築	地域包括支援センターを中心に、小学校区コミュニティ運営協議会や民生委員・児童委員協議会と連携し、地域において高齢者やその家族を支援することにより、高齢者の状況把握や状況に応じた適切なサービスの提供に結びつけます。
10	地域包括支援センターの機能強化と体制整備	地域包括支援センターにおいて、各種相談を幅広く受け付け、関係機関と連携しながら適切なサービス利用を促します。また、地域包括支援センターの機能強化のため、福岡県介護保険広域連合と連携を図りながら業務運営の支援を行います。
11	「高齢者便利帳」及び「おぼえ書き」の活用促進	住み慣れた地域で安心して暮らせるために、暮らしに役立つ情報をまとめた「高齢者便利帳」や人生の最終段階について考えるためにガイドとなるよう、「おぼえ書き」を、公共施設や様々な機会を通じて配布し、活用の促進を図ります。

基本目標3 いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり

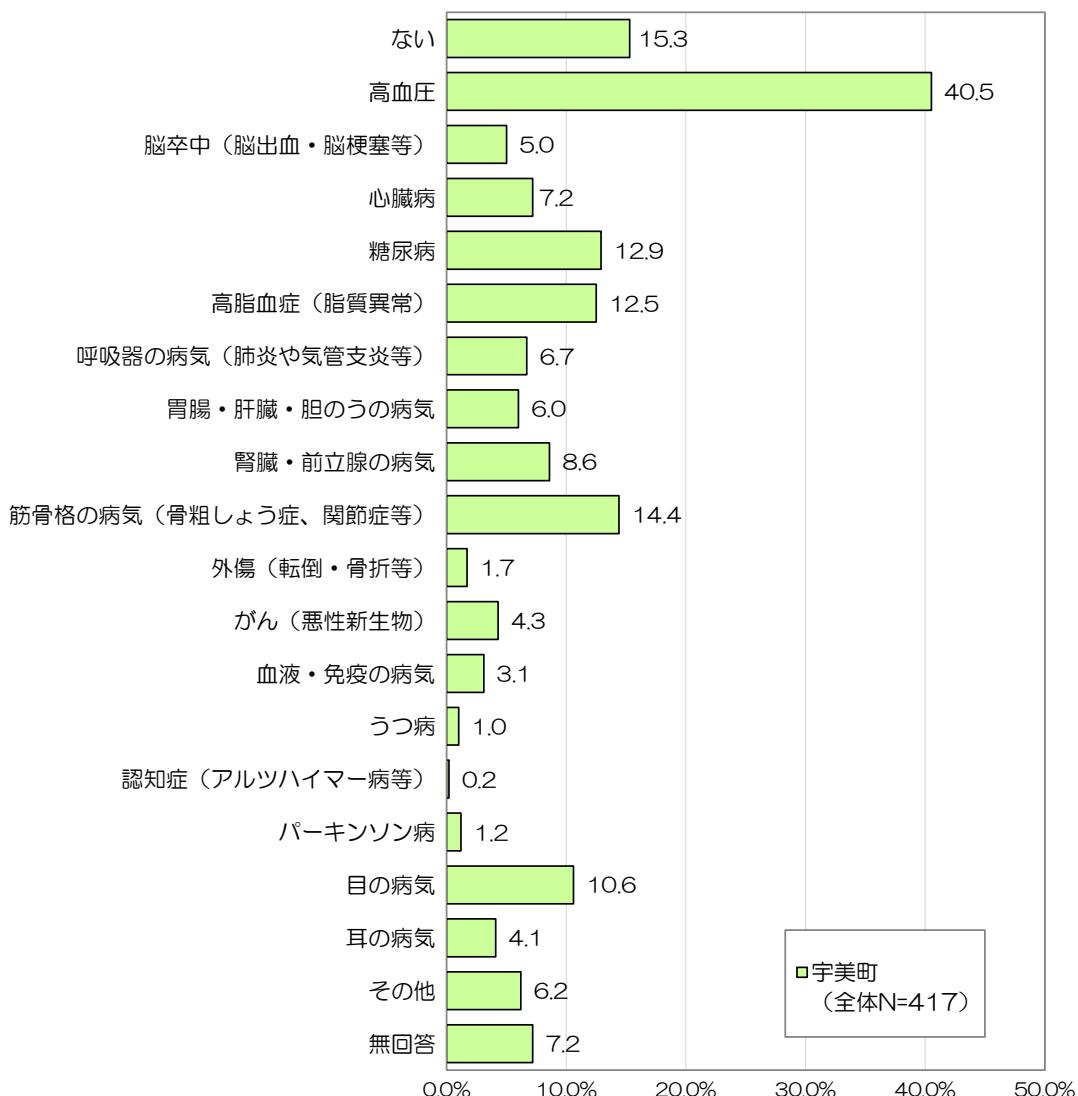
(1) 健康づくり（介護予防）の促進

【現状と課題】

令和5年度高齢者生活アンケート調査によると、治療中・後遺症のある病気について、「高血圧」が40.5%と最も高く、次いで「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症）」(14.4%)、「糖尿病」(12.9%)、「高脂血症（脂質異常）」(12.5%)と続いています。（図表13）今後も身体機能の維持・向上や生活習慣病の予防など介護予防につなげるための継続的な支援が必要です。また、主観的健康感が良好である人（「とてもよい」「まあよい」の合計）の割合は78.4%となっています。（図表14）

自分の健康を実感し、活動的に過ごす高齢者が増えることで、健康寿命の延伸につながるよう、各種健診（検診）などを通じた健康づくりへの支援とともに、介護予防の推進を図ることが必要です。

図表13 治療中・後遺症のある病気について



資料：福岡県介護保険広域連合（令和5年度 高齢者生活アンケート調査）

図表14 現在の健康状態について（主観的健康感）



資料：福岡県介護保険広域連合（令和5年度 高齢者生活アンケート調査）

【主な取組】

No.	取 組	内 容
12	健康診査の受診率向上	生活習慣病の有所見者を把握し、生活習慣病の発症及び重症化の予防につなげるために、健康診査の受診率を向上します。
13	介護予防のための生活習慣病予防の推進	保健師、管理栄養士等による生活習慣病の重症化予防の保健指導を行い、介護の原因となる脳卒中等の発症を予防します。
14	データを活用した効率的な介護予防の推進	KDB（国保データベース）システム及び福岡県介護保険広域連合による介護予防サービス利用高齢者の効果測定結果の活用により、保健・医療・介護の実態把握を行い、高齢者がより効果的に健康づくりや介護予防に取り組むことができるよう支援します。
15	介護予防把握事業	高齢者世帯を対象に、各戸訪問等を実施し、状況の把握を行い、必要な支援につなげます。
16	介護予防普及啓発事業	環境、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、高齢者が誰でも実情に応じ選択できるよう、小学校区、地域サロン単位及びトレーニングルーム（個人単位）での介護予防事業を実施し、幅広い層の高齢者への参加を促し介護予防を推進します。 また、さらなる選択の幅が広がるように、参加しやすい形態の介護予防につながる通いの場の拡充を図ります。
17	地域介護予防活動支援事業	誰でも参加することのできる介護予防活動を推進するため、小学校区単位での広報活動、環境整備、福祉センター活動の支援を実施します。
18	配食サービス事業	栄養改善が必要な高齢者に対し、栄養バランスの取れた治療食を提供し、介護予防を推進します。
19	介護予防事業評価事業	より効果的な取組にするため、介護予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の改善を図ります。

(2) 認知症に対する取組の充実

【現状と課題】

令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症に関する正しい知識の理解及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めることが国民の責務と定められました。認知症の人やその家族が、尊厳を保持しつつ希望を持って住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが求められます。

令和5年度高齢者生活アンケート調査によると、認知症の相談窓口を知っている割合は 22.8%となっており、広域連合全体（30.1%）と比較して低い状況です。

（図表 15）

認知症への対応では早期の発見、本人や家族の意向を尊重しながらの支援、地域における認知症と認知症予防に関する正しい知識の普及啓発と理解促進、相談窓口の周知といったさらなる取組が必要です。

また、加齢や認知症の進行によって自己の財産管理等における判断能力が不十分となる高齢者が増加することが見込まれるため、高齢者の権利擁護のための事業を周知し、適切な支援につなげることが必要です。

図表15 認知症の相談窓口の認知状況



資料：福岡県介護保険広域連合（令和5年度 高齢者生活アンケート調査）

【主な取組】

No.	取 組	内 容
20	認知症に関する相談体制の強化	地域包括支援センターが中心となり、認知症になられた方や認知症の疑いのある方についての相談体制を強化し、相談窓口の周知に努めます。
21	認知症ケアパスの活用促進	認知症の方や家族が「いつ」「どこで」「どのような」医療や介護サービスを受けられるのか、認知症の様態に応じたサービス提供の流れをまとめた「認知症ケアパス」の活用の促進を図ります。
22	認知症地域支援推進員の配置	認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有する認知症地域支援推進員を配置し、適切なサービスが提供されるよう、認知症関係機関との連携を図り、認知症の方やその家族を支援します。

No.	取 組	内 容
23	認知症初期集中支援チームの推進	医療・介護につながっておらず、または中断している認知症の方に対して、複数の専門職からなる認知症初期集中支援チームで協議を行い、認知症初期の支援を包括的、集中的に行います。
24	認知症高齢者とその家族への支援の充実	認知症の方や家族介護者が集う「認知症カフェ」や家族介護者を支援する「家族介護交流会」を開催し、認知症介護者家族の身体的・精神的負担軽減を図ります。
25	認知症高齢者を支える人材の育成	認知症に関する関心や理解・啓発・推進のため、小学校区介護予防教室、自治区域いきいきサロン、中学生、高校生などを対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の理解者であり支援者となる認知症サポーター(応援者)を育成します。 また、さまざまな研修媒体等により、認知症ケアの向上や人材育成を推進します。 ※「認知症サポーター」とは 認知症について正しく理解し、近所で気になることがあればさりげなく見守り、困っている方がいたらできる範囲で手助けするなど、認知症の方や家族を温かい目で見守る「応援者」のことです。
26	認知症に関する啓発推進	認知症サポーター養成講座の開催、企画、立案を担い、講師役を務める「キャラバンメイト」による啓発活動を積極的に推進します。
27	高齢者の権利擁護事業の推進	成年後見制度活用や社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業活用の促進を図り、高齢者の権利擁護を推進します。

(3) 地域包括ケアシステムの推進

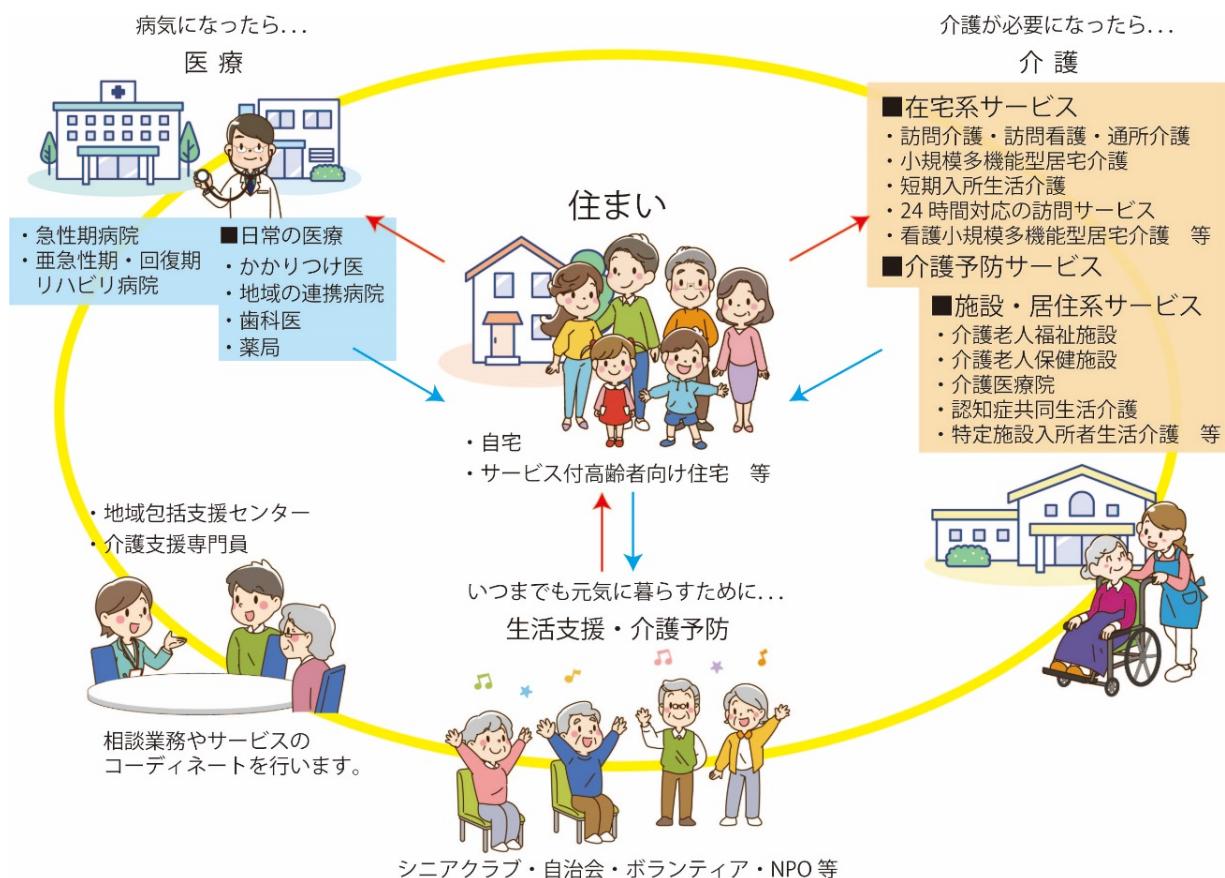
【現状と課題】

本町では、身近な日常生活の区域ごとに介護サービスの提供を行うとともに、地域間の均衡のとれた基盤整備を行うために1つの日常生活圏域を設けています。

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続するためには、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が必要です。本町では、地域ケア会議等を開催し、地域の現状や課題を把握するとともに、関係機関との情報共有や地域ネットワークの構築等を行っています。(図表16)

今後、地域ケア会議の強化、切れ目のない医療・介護の連携の推進などにより、介護が必要な状態になっても、社会全体で支えあい、安心して暮らし続けられるまちづくりの推進が必要です。

図表16 地域包括ケアシステムの概要



資料：厚生労働省(地域包括ケアシステムの姿より作成)

【主な取組】

No.	取 組	内 容
28	地域包括支援センターを中心とした連携の強化	地域包括支援センターにおいて、高齢者の家族等からの相談を幅広く受け付け、相談内容に応じて、行政機関、介護サービス事業者、各種ボランティア等の必要な社会資源サービスや制度が利用できるよう、関係機関と連携しながら支援を行います。
29	介護支援専門員(ケアマネジャー)等のスキルアップ	地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心に、個別事例等検討を通じて、介護支援専門員のスキルアップを図ります。
30	地域ケア会議の実施	地域包括支援センターを中心に、多職種による自立支援型個別地域ケア会議及び課題解決型個別地域ケア会議を行い、事例の検討を行い、地域課題を集約します。
31	多職種連携による地域ケア会議の実施	多職種連携による地域ケア会議において、各種専門職より把握した地域の実態や課題をもとに、自立した日常生活を営むために必要な支援体制や地域支援ネットワークの構築を図ります。
32	在宅医療・介護連携の推進	入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目なく必要なサービスが受けられるよう、急変時、看取り時の対応も含め、地域包括支援センターや担当介護支援専門員(ケアマネジャー)、粕屋医師会他関係機関と連携し、在宅における医療と介護の連携を図ります。
33	生活支援コーディネーターの活動推進	生活支援コーディネーターを町及び小学校区に設置し、サービスの発掘、担い手の養成等を行います。

(4) 生きがい活動の促進

【現状と課題】

高齢者が心身の状況に合わせ、積極的に社会活動や地域活動に参加すること、働くことは、健康づくりや介護予防にもつながります。

令和5年度高齢者生活アンケート調査によると、趣味がある人は72.7%、生きがいがある人は60.4%となっています。(図表17、18)

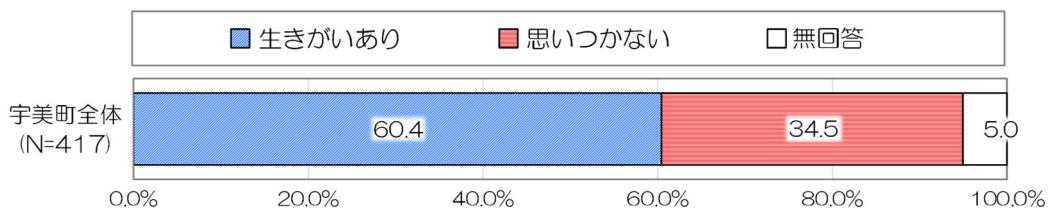
就労を含め、高齢者が趣味や生きがいを見つけるために、学びの場や活動の場に参加しやすい環境づくりが必要です。

図表17 趣味のある人の状況



資料：福岡県介護保険広域連合（令和5年度 高齢者生活アンケート調査）

図表18 生きがいのある人の状況



資料：福岡県介護保険広域連合（令和5年度 高齢者生活アンケート調査）

【主な取組】

No.	取 組	内 容
34	サークル活動の支援	高齢者の生きがいづくりを推進するために、老人福祉センター等において、高齢者に活動の場を提供し、サークル活動を支援します。また、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できるよう支援します。
35	ボランティア活動の支援	高齢者の生きがいづくりを推進するために、宇美町ボランティア・町民活動支援センター「ふみらぼ」を通じて、高齢者へのボランティア活動の支援等を行います。また、広報やホームページ等を通じた情報発信を行います。
36	高齢者の就労支援	高齢者の就業や社会参加を支援する総合的な拠点である「福岡県生涯現役チャレンジセンター」の周知に努めます。また高齢者の就労等に関する実態調査を行い、ニーズにあった支援を行います。
37	高齢者が活動する団体の支援	高齢者の活動組織であるシニアクラブの運営を支援します。また、公益財団法人宇美町コミュニティ・センターの運営を支援し、就労の場を確保し促進します。
38	老人福祉センターの適切な運営	高齢者に健康の増進、教養の向上、レクリエーション及び相談の場を提供し、利用者のニーズを踏まえて適切に運営していきます。

基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

(1) 見守り・防犯活動・交通安全の促進

【現状と課題】

高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加しており、また、家族等と同居していても日中は高齢者一人になる世帯もあります。高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう地域での見守り体制を強化し、高齢者の生活の安全・安心を確保することが必要です。また高齢者が交通事故や犯罪等に巻き込まれることがないよう、被害防止や対処のための啓発の推進や情報提供・相談体制の充実が必要です。

【主な取組】

No.	取 組	内 容
39	消費者被害防止のための取組の推進	特殊詐欺や悪徳商法の手口などの被害に関する情報を広報やホームページにおいて提供し、予防意識の啓発に努めます。また、かすや中南部広域消費生活センター、宇美町消費生活相談窓口の周知に努めます。
40	交通安全に関する啓発活動の推進	「宇美町交通安全計画」に基づき、福岡県及び交通安全協会等の関係機関・団体と連携して、交通安全の啓発活動を行います。
41	見守り体制の促進	ひとり暮らしの高齢者を見守るためのサービスの周知、地域住民への啓発を行うとともに、事業者と高齢者等見守り協定の締結を促進し、ひとり暮らしの高齢者の見守り体制を充実させます。
42	生活支援の充実	高齢者の生活の向上を図るため、地域の支えあいを推進し、買い物支援等に関する情報の提供を行います。
43	家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業（緊急通報システム事業）	高齢者のいる世帯における家庭内の事故等による通報に隨時（24時間365日）対応するための体制整備（業者委託により、電話受付、適切なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーターの配置等）を行うことで、在宅要介護高齢者等に対し、急病や事故等の緊急時に迅速かつ、適切な対応を行います。併せて、安否確認や健康・介護等に関する各種相談等を実施することにより、在宅生活における自立支援を助長します。
44	福岡都市圏徘徊高齢者搜してメール事業の利用促進	福岡都市圏認知症高齢者搜してメール事業(SOSネットワーク事業)について周知及び利用促進を図ります。 ※福岡都市圏認知症高齢者搜してメール事業とは、認知症で行方不明になる可能性のある方を家族等が事前に登録し、行方不明になった時に家族からの依頼により協力員にメールが一斉送信され、早期発見を目指す仕組みを福岡都市圏で運用する事業です。

No.	取 組	内 容
45	移動支援の充実	AI オンデマンドバス「のるーと宇美」の周知を図り、住民のニーズを把握しながら、他の交通サービスと連携したシームレスな（切れ目ない）、移動支援の充実に努めます。

(2) ユニバーサルデザインのまちづくり

【現状と課題】

加齢により身体の機能が低下した場合でも、高齢者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるまちづくりを推進することが重要です。

そのため、住宅のバリアフリー化をはじめ、高齢者が安心して安全な生活ができる住環境の整備を図る必要があります。

【主な取組】

No.	取 組	内 容
46	高齢者の住宅改修の周知	高齢者の住宅改修について、各種制度の周知を図り、地域包括支援センター等において窓口や電話による個別相談受付を実施します。

目標指標

基本目標ごとに目標値を設定し、取組の評価を行います。

基本目標1 地域で支えあうまちづくり

No.	取組	指標	実績値 (令和4年度)	見込値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
4	福祉サポーターの育成	福祉サポーター養成講座等開催回数	スキルアップ2回	養成講座7回 スキルアップ2回	養成講座10回 スキルアップ2回
		福祉サポーター登録者数(年度末時点)	56人	73人	100人

基本目標2 すべての人が適切なサービスを受けられるまちづくり

No.	内容	指標	実績値 (令和4年度)	見込値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
8	適切なサービスの利用促進	訪問型独自サービス（従来型）利用者数（人/月）	81人	77人	105人
		訪問型サービスA（基準緩和）利用者数（人/月）	0人	0人	
		訪問型サービスB（住民主体型）利用者数（人/月）	0人	0人	
		訪問型サービスC（短期集中型）利用者数（人/月）	0人	0人	
		訪問型サービスD（移動支援）利用者数（人/月）	0人	0人	
		通所型独自サービス（従来型）利用者数（人/月）	113人	126人	152人
		通所型サービスA（基準緩和）利用者数（人/月）	18人	20人	
		通所型サービスB（住民主体型）利用者数（人/月）	0人	0人	
		通所型サービスC（短期集中型）利用者数（人/月）	0人	0人	
		介護予防ケアマネジメントA（人/月）	329人	348人	382人
		介護予防ケアマネジメントB（人/月）	0人	0人	
		介護予防ケアマネジメントC（人/月）	0人	0人	
10	地域包括支援センターの機能強化と体制整備	地域包括支援センター3職種人数（年度末時点）	4人	3人	6人

基本目標3 いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり

No.	内容	指標	実績値 (令和4年度)	見込値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
13	介護予防のための生活習慣病予防の推進	重症化予防保健指導率	82.4%	90%	100%
15	介護予防把握事業	高齢者状況把握率	69.9%	78%	100%

No.	内容	指標	実績値 (令和4年度)	見込値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
16	介護予防普及啓発事業	介護予防事業参加者 年間延人数	7,353 人	8,000 人	11,940 人
18	配食サービス事業	栄養改善を目的とした 配食サービス 年間延食数	587 食	650 食	710 食
22	認知症地域支援推進員 の配置	認知症地域支援推進員 配置人數	2 人	2 人	2 人
		認知症研修会 参加者数	—	20 人	30 人
24	認知症高齢者とその家 族への支援の充実	認知症カフェの参加者 年間延人数	73 人	70 人	95 人
		家族介護者交流会 参加者数	45 人	50 人	60 人
25	認知症高齢者を支える 人材の育成	認知症サポーター養成講座 開催回数	10 回	10 回	10 回
		認知症サポーター養成講座 年間延受講者数	263 人	200 人	350 人
26	認知症に関する啓発推 進	認知症キャラバンメイト 登録者数	24 人	26 人	30 人
27	高齢者の権利擁護事業 の推進	成年後見制度利用支援事業 申立件数	1 件	1 件	1 件
		成年後見制度利用支援事業 相談件数	5 件	5 件	5 件
30	地域ケア会議の実施	地域ケア会議開催回数	11 回	12 回	12 回
32	在宅医療・介護連携の 推進	医療・介護関係者の研修、 地域住民への普及啓発の回数	3 回	3 回	3 回

基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

No.	内容	指標	実績値 (令和4年度)	見込値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
43	家庭内の事故等への対 応の体制整備に資する 事業（緊急通報シス テム事業）	緊急通報システム登録者数 (年度末時点)	19 人	23 人	30 人
44	福岡都市圏徘徊高齢者 捜してメール事業の利 用促進	福岡都市圏認知症高齢者捜し てメール事業 登録者数 (年度末時点)	19 人	24 人	33 人
		福岡都市圏認知症高齢者捜し てメール事業 宇美町協力サ ポーター数（年度末時点）	599 人	620 人	680 人

※No.の番号は、基本目標ごとの主な取組 No を表記しています。

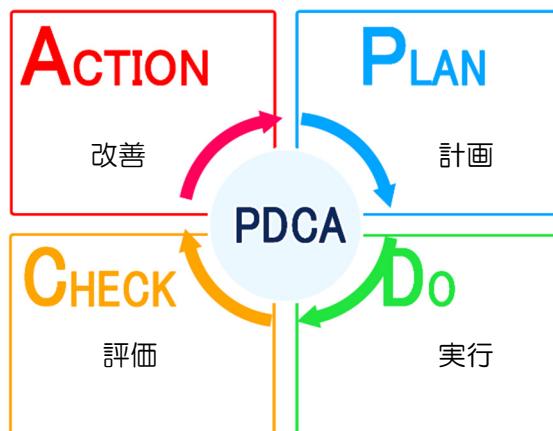
第5章 計画の推進

1 計画の推進

本計画の推進にあたっては、高齢者福祉だけでなく、高齢者生活の全般にかかわることから、庁内体制として健康課を中心に関連する施策の担当課と連携し、一体的に計画を推進します。医療・介護・介護予防・保健・福祉の関係機関、社会福祉協議会、自治会、校区コミュニティ、民生委員・児童委員、シニアクラブ等と情報共有・連携の強化を図り、高齢者の状態の変化に応じて切れ目なくサービスの提供ができる地域包括ケアシステムの推進を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）のプロセスに基づき、担当課が毎年度、計画の進捗状況の把握及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行います。



資料編

1 地域支援事業一覧

日常生活圏域数	1
---------	---

※日常生活圏域とは、介護保険で高齢者が住み慣れた地域での生活を継続しながら、多様なサービスが受けられるよう地理的条件・人口・住民の生活体系・学校区・地域づくり活動単位などの地域特性をふまえて設定するサービスを提供する際の整備単位。

区分			宇美町での実施（予定）事業
地域支援事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	訪問型独自サービス（従来型）
			訪問型サービスA（基準緩和）
			訪問型サービスB（住民主体型）
			訪問サービスC（短期集中型）
			訪問サービスD（移動支援）
	通所型サービス	通所型独自サービス（従来型）	通所型独自サービス（従来型）
		通所型サービスA（基準緩和）	通所型サービスA（基準緩和）
		通所型サービスB（住民主体型）	
		通所型サービスC（短期集中型）	
	その他生活支援サービス		栄養改善を目的とした配食（要支援者）
	介護予防 ケアマネジメント	ケアマネジメントA	ケアマネジメントA
		ケアマネジメントB	ケアマネジメントB
		ケアマネジメントC	ケアマネジメントC
	一般介護予防事業	介護予防把握事業	介護予防把握事業 (高齢者把握事業)
		介護予防普及啓発事業	介護予防教室（小学校区単位）
			うみトレデリバリー事業（地域サロン単位）
			いきいきコース（個人単位）（トレンジングルームにて実施）
		地域介護予防活動支援事業	生活支援・介護予防推進地区事業補助金（小学校区単位）
		一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業評価事業
		地域リハビリテーション活動支援事業	
任意事業	介護給付等費用適正化事業		
	支援事業 家族介護	認知症高齢者見守り事業	福岡都市圏徘徊高齢者搜してメール事業
		介護者交流会の開催	家族介護継続支援事業（家族交流会）

区分			宇美町での実施（予定）事業
地域支援事業	任意事業	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業
			認知症サポーター等養成事業
		地域自立生活支援事業	地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業
			家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業
	包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	
		地域の医療・介護の資源の把握	
		在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	
		切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進	
		医療・介護関係者の情報共有の支援、知識の習得等のための研修などの地域の実情に応じた医療・介護関係者の支援	
		地域住民への普及啓発	
	整備事業	在宅医療・介護連携に関する相談支援	
		生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置	
		協議体の設置	
		就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置	
		認知症初期集中支援推進事業	
	支援事業	認知症地域支援・ケア向上事業	
		認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	
	地域ケア会議推進事業		

2 宇美町総合福祉計画策定会議要綱

(平成 27 年 12 月 3 日告示第 92 号)

改正 平成 29 年 3 月 31 日告示第 41 号 令和元年 12 月 27 日告示第 52 号
令和 5 年 6 月 30 日告示第 67 号

(設置)

第 1 条 この要綱は、宇美町における総合福祉計画（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する地域福祉計画、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項に規定する老人福祉計画、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条第 3 項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する障害福祉計画を統合したもの）をいう。以下同じ。）の策定又は変更に当たり、専門的な見地から意見を聴取するため、宇美町総合福祉計画策定会議（以下「会議」という。）を開催することについて、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 会議の委員は 20 人以内とし、次に掲げる者につき町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 宇美町自治会長会から推薦された者
- (4) 小学校区コミュニティに識見を有するもの
- (5) 宇美町民生委員児童委員協議会から推薦された者
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、前項の規定により町長が委嘱した日から総合福祉計画の策定又は変更が完了する日までとする。

(会議の開催)

第 3 条 会議は、必要に応じて町長が開催する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 町長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 4 条 会議の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日告示第 41 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 27 日告示第 52 号)

この告示は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 6 月 30 日告示第 67 号)

この告示は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

3 宇美町総合福祉計画策定会議委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属
1	塚本 博和	宇美町自治会長会
2	河島 一行	宇美町小学校校区コミュニティ運営協議会
3	渡邊 幸次	宇美町民生委員・児童委員協議会
4	藤木 基莊	宇美町障害児（者）とともに歩む会
5	永野 正徳	宇美町シニアクラブ連合会
6	小川 明臣	おがわクリニック
7	長谷川 剛	地域活動支援センター かけはし
8	三角 幸助	ケアプランセンター うみそらら
9	末村 百代	福岡県粕屋保健福祉事務所
10	山尾 真梨子	宇美町社会福祉協議会
11	遠藤 ますみ	宇美町立こども療養センターすくすく
12	長澤 真衣	宇美町地域包括支援センター

4 宇美町高齢者福祉計画策定の経過

期 日	内 容
令和5年 10月 11日	令和5年度 第1回 宇美町総合福祉計画策定会議 ・総合福祉計画の概要について ・高齢者福祉計画について ・障がい（児）福祉計画について
令和5年 12月 20日	令和5年度 第2回 宇美町総合福祉計画策定会議 ・高齢者福祉計画素案について
令和6年 3月 27日	令和5年度 第3回 宇美町総合福祉計画策定会議 ・高齢者福祉計画について ・障がい（児）福祉計画について

第10期宇美町高齢者福祉計画

令和6年3月

発行 宇美町

〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号

電話 092-932-1111（代表）

FAX 092-933-7512（代表）

<https://www.town.umi.lg.jp/>